

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十一年四月十九日から令和元年五月十三日までの間縦覧に供します。

平成三十一年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		
氏名又は名称	住所	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社空土	奈良市	奈良市矢田原町二五一四番ほか 八筆

二 申請年月日

平成三十一年四月九日